

杉戸町立杉戸南中学校いじめ防止等基本方針

令和7年4月1日

杉戸町立杉戸南中学校長裁定

1 はじめに

杉戸町立杉戸南中学校いじめ防止等基本方針（以下「杉戸南中学校基本方針」という。）は、いじめ防止等の対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、杉戸町・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

本校のいじめ防止等基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」とする。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「本校では、共生社会の実現のため、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響及び、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。」

3 いじめ防止等の対策のための組織

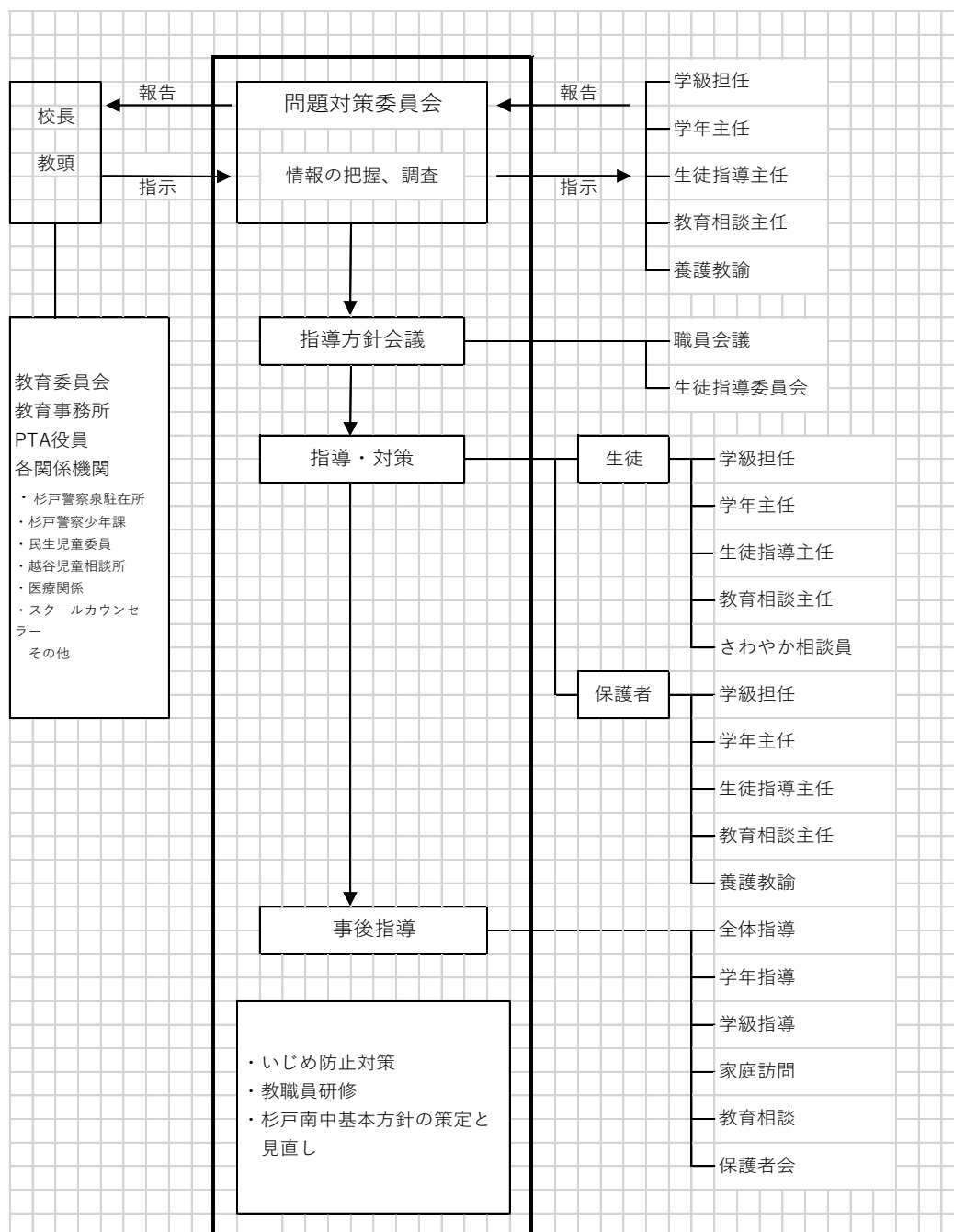
本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「杉戸南中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生した際の調査をする組織の母体となるものとし、杉戸町との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応する。

(具体的な役割)

- ① いじめ防止対策の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめ防止、早期発見のための計画策定やP D C Aサイクルによる検証を行い、教職員の資質能力向上のための校内研修の中心となる。
- ④ いじめの疑いのある情報があつた場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助体制の構築、方針決定を行う。
- ⑤ 状況に応じ、P T A、地域、警察、関係機関（埼玉県教育委員会、杉戸町教育委員会）等との情報・意見交換を行う。

(組織図)



4 杉戸南中学校におけるいじめ対応の重層的支援構造

		困難課題対応的生徒指導	いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害生徒のケア、加害生徒指導、関係修復等）
		課題早期発見対応	いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害生徒の安全確保等）
		課題予防的生徒指導	
		課題未然防止教育	道徳や学級活動・ホームルーム活動等における生徒主体のいじめ防止の取り組み実施
		発達支持的生徒指導	生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

（１）発達支持的生徒指導（多様性に配慮した学級づくりを目指す）

教室にて様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を醸成し、生徒のお互いの違いを理解し合える雰囲気づくりを目指す。また、援助希求を表出することができるネットワークを構築し、助け合える体制を学校の中に築き上げる。そのために、以下の内容を実践していく。

- ①障がいの有無、性差にかかわらず、誰もが安心して学べる環境を確立し、協働的な学習を通して生徒が主体的に学び、自立した学習者を育む。
- ②積極的に異年齢交流を行い、互いに助け合いながら過ごす中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ③学級活動や生徒会活動、学校行事等様々な体験活動を通して、生徒自身が考え、実践的な態度や健全な生活態度を育む。
- ④「キャリアパスポート」を効果的に活用し、自らの現在および将来の生き方を考えたり、自分に自信をもち、良さを伸ばして生活できるように働きかける。
- ⑤部活動を通じて、共通の趣味・関心を追究する過程で互いを深く理解し、互いの良さを学び合って人間関係を豊かにしていく。

（２）課題未然防止教育（いじめを未然に防ぐ生徒の育成）

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるよう働きかけ、生徒指導はもとより、以下の内容を通じて未然防止教育を継続的に行う。

- ①道徳科を要とし、各教科の授業を通じて人権や差別の課題を解決していくうえで必要な視点や考え方を身に付けさせる。
- ②福祉体験やボランティア体験、就業体験等、他者や社会、直接的なかかわりの中で自己と向き合わせ、「生命に対する畏敬の念」「共に生きる心」に気付かせ、発見させ、体得させる。
- ③特別活動を充実させ、集団の一員としての自覚や自信を育むことで、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④教職員が信頼される存在として生徒の前に立つことで、安心して相談や仲裁できる雰囲気をつくる。また、教職員の言動が、むやみに生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように注意を払う。

（３）課題早期発見対応（いじめの兆候を逃さないための情報収集）

生徒との日常的なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係の下、細やかな表情の変化や学級の雰囲気から違和感に気づき、些細な点であってもいじめの兆候ではないかと疑いをもって軽視することなく課題の早期発見に努める。具体的に以下の内容に取り組み、いじめの兆候を察知しようとする。

- ①毎学期１回程度、生活等に関するアンケートを行い、生徒からの情報を収集する
- ②「いじめサインチェックリスト」に基づいて生徒を観察する
- ③年２回「学校評価アンケート」を行い、保護者の意見・情報を収集する
- ④さわやか相談員との面談を行い、相談室での相談をしやすい環境をつくる
- ⑤「やりとり帳」を用いて日々のやりとりから小さな異変を察知し、面談の機会づくりを行う。
- ⑥年３回の学校運営協議会、学校関係者評価委員会の実施によって地域からの情報を収集する

（４）困難課題対応的生徒指導（重大事態に発展させない組織的な対応）

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、以下の順に組織的ないじめの早期解決に向け、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、以下の点に留意して取り組む。

①いじめ問題対策委員会での指導方針の確定

問題対策委員会で指導方針会議を開き、共通理解のもと、問題解決に向けての見通しを立てる。

②被害者への支援

「被害者を必ず守り抜く」という姿勢を貫き、共感的態度で話を親身に聴く。保護者へは、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に事実関係を伝える。被害者の心のケアのため、学級担任だけではなく、学年担当、教科担当、部活動顧問、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等、多角的に対応できるようし、安心して学校に通える環境を整備する。

③加害者への指導

教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導・対応する。いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめを行った生徒も本校の生徒として支援する必要があることを念頭に置き、保護者へは、事実は明らかにしつつも、一緒に生徒を見守っていくという姿勢で、助言を与える。

④第三者への指導

周りではやし立てる生徒や見て見ぬふりをする生徒への対処も重要である。はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。傍観することは、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

⑤学級・学年・全校への指導

いじめの解決は、被害生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当期間（3か月が目安）継続していること。被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと。そして、当事者を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、全ての者を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

⑥杉戸町への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町へ速やかに報告する。

5 重大事態への対処に関する事項

「重大事態」とは、法第28条より、次の2点の事態になったときをいう。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会や学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。このときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する必要がある。

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解する。
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、欠席日数に関わらず柔軟に対応し、重大事態が発生したものとして受け止め、報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は杉戸町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。
- ④ 問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。この調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。
- ⑤ ④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑥ ④の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に、適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。
- ⑦ ④の調査結果は、杉戸町へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき懲戒を加える。

(3) 杉戸町又は本校による調査

① 調査の趣旨及び調査主体について

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに杉戸町に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと杉戸町が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、杉戸町の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第 28 条第 3 項に基づき、杉戸町との連携を図りながら実施する。また、令和 5 年 2 月 7 日付文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」により、警察機関と連携を図り、適切に援助を求める。

② 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速

やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、杉戸町の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、杉戸町の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、本校が調査を行う際、杉戸町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

調査結果については、杉戸町に報告する。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて杉戸町に送付する。

6 杉戸南中学校基本方針の評価

問題対策委員会において毎年度、杉戸南中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、杉戸南中学校基本方針が実情に即しているか見直しを検討する。必要があると認められるときは、迅速かつ的確な措置を講じる。

修正・変更の有無にかかわらず、入学説明会や保護者会等で本校のいじめ防止基本方針、相談窓口、法律におけるいじめの定義、保護者の責務について必ず周知を行うものとする。